

処遇改善加算の使途についてご報告

社会福祉法人ライフサポート協会

■処遇改善加算とは

「キャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした介護施設や事業所に、報酬という形で介護職の給与を上げるためのお金を支給する」という制度です

ただし支給対象は原則的に介護職員・障がい支援員（相談員やガイドヘルパーは除く）となっています。また、非該当部門（相談職・総務）なども公平性を期して、職種による差はどうしてもありますが、法人の補填で街頭部門に近い水準の賃金改善を実施しています。

加算収入合計は1億1,365万円に及び、介護保険・障がい福祉収入（補助金除く）の9.2%も占めています。加算の中でも額も大きく、基本単価が抑制や下がる傾向の中で、経営上も改訂ごとに占める比率も増えて、重要度も増しています

この加算は全額を人件費で使用するようになっており、加算額は人件費の11.1%を占めています。この加算での給与改善効果はかなりの比重と言えます。

① 処遇改善加算（介護職員・障がい支援員のみ）

加算収入と配分額の見込みは右表のとおりです（②③も同様です）

配分内容は以下の通りです

●賞与

●資格手当

●役職手当

●正職員の基本給・パート職員の時給アップ分（前年度からの上昇分）

●特殊勤務手当・パート職員の早朝夜間土日祝日50円アップ分」となります。

これらの合計額が一人平均で年40～50万円が充てられています

	加算収入見込	配分額見込
大阪市高齢	3,526万円	3,774万円
大阪市障がい	3,722万円	4,847万円
堺市障がい	316万円	516万円
堺市児童	165万円	212万円

② 特定処遇改善加算（相談系除く全部門職員で勤続5年以上のみ）

この加算は対象者が限定されます

1群：経験10年以上の介護職員・支援員

2群：その他の介護職員・支援員

（当法人では5年以上の職員が対象）

3群：介護職員・支援員以外の職員

ルールでは1群>2群>3群と傾斜配分した

	加算収入見込	配分額見込
大阪市高齢	858万円	883万円
大阪市障がい	990万円	1,261万円
堺市障がい	101万円	134万円
堺市児童	20万円	42万円

賃金改善をすることになっていますので、加算収入を経験年数5年以上の職員対象に1群:2群:3群=4:2:1になるように分けて、**賞与の時期に合わせて「一時金」として支給**しております。1群で年間18万円以上、2群で6万～10万円、3群で2～4万円程度の一時金を賞与と別に支給しています（フルタイム勤務の場合です。パートは時間数比例です。役職者や資格保有、在職年数によりさらに上積みしています）

③ ベースアップ等支援加算（相談系除く全部門職員）

この加算はほぼ全員をあまねく対象にできます。そのためライフサポート協会では「処遇改善手当」として全員に支給しています

正職員：月額 5,000 円

非常勤介護職員・支援員 45 円/時

非常勤介護職員以外 32 円/時

	加算収入見込	配分額見込
大阪市高齢	640 万円	640 万円
大阪市障がい	909 万円	909 万円
堺市障がい	79 万円	93 万円
堺市児童	39 万円	42 万円

非常勤の水準が高くなっていますが、賞与がない方もおられることを加味しています。

また職員数や稼働時数により支給額が加算収入を下回る場合は「一時金」として配分することがあります。